

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社美装建設	代表者氏名	中村 功一
主たる営業所の所在地	上田市岩下55番地1		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

2 処分に関する事項

処分年月日	平成29年10月5日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部			
2 期間 平成29年10月19日から平成29年10月24日までの6日間			
処分の原因となった事実	無許可営業		
有限会社中村美装（現商号：有限会社美装建設）は、平成24年2月4日をもって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可が失効したにもかかわらず、平成27年12月から同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を請け負った。また、建設業法第40条の2に違反して、当該建設工事に係る建築確認申請書等に失効した建設業許可番号を記載し、注文者に建設業許可を受けた建設業者であると誤認させた。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			